

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和7年1月30日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300153 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400019 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 27 年 4 月 1 日から同年 2 月 1 日に訂正し、同年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額を 62 万円（報酬月額は 100 万円）とすることが必要である。

ただし、A 社の平成 27 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの被保険者期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない被保険者期間及び標準報酬月額として記録とすることが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 1 月 16 日から同年 4 月 1 日まで

平成 27 年 1 月 16 日から A 社と B 社の 2 社で厚生年金保険に加入し、二以上事業所勤務被保険者であったはずであるが、A 社の資格取得年月日が同年 4 月 1 日となっており、そのために請求期間の標準報酬月額が低くなっている。

A 社の資格取得年月日を平成 27 年 1 月 16 日に訂正した上で、請求期間の標準報酬月額を 2 社の報酬月額を合算した額に見合う記録にしてほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者の年金記録について

オンライン記録において、請求者の二以上事業所勤務被保険者としての資格取得年月日は平成 27 年 4 月 1 日と記録されているところ、日本年金機構が保管する請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者二以上事業所勤務届」によると、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年 4 月 1 日とする届出が同月 23 日に年金事務所で受け付けられていることが確認できる。

2 請求期間のうち平成 27 年 1 月 16 日から同月 31 日までの期間について

(1) 登記事項証明書により、請求者は、平成 27 年 1 月 28 日に A 社の代表取締役役に就任し、また、同社から提出された「平成 27 年 2 月度取締役会議事録」により、

請求者の役員報酬額が決定され、請求者がその決定を承諾したのは同年2月23日であることが確認できる。

- (2) 請求者のA社に係る役員報酬について、請求者は、平成27年1月分から平成29年12月分までの給与支払明細書のうち紛失した3枚を除く33か月分を提出しているところ、平成27年1月分の給与支払明細書の支給額は100万円と記載され、そのほかの各月分の支給額も同額が記載されていることが確認できる。

一方、請求者のA社に係る平成27年分の「社員別給与・賞与支給実績一覧表」(以下「一覧表」という。)及び「平成27年分給与所得に対する源泉徴収簿」(以下「源泉徴収簿」という。)によると、同年1月分の欄は空欄であり、支給額等は記載されていないことが確認できる。

- (3) 請求者の平成27年分の給与収入額について、B社から提出された「諸給与支払内訳明細書」及び同社の顧問である税理士事務所から提出された「平成27年分給与所得に対する源泉徴収簿」により確認できる役員報酬額(282万円)と上記一覧表及び源泉徴収簿で確認できるA社に係る役員報酬額(1,100万円)を合算した額は1,382万円となり、C市から提出された請求者に係る「所得状況等について(回答)」(以下「C市の回答」という。)により確認できる、請求者の平成27年分の給与収入額(1,382万円)と一致する。

一方、A社から請求者に対する役員報酬が、給与支払明細書のとおり平成27年1月分以降、毎月100万円支給されていたとすると、A社及びB社の2社に係る平成27年分の役員報酬額の合計は1,482万円となり、C市の回答の記録よりも100万円多く、一致しないこととなる。

また、請求者が提出した請求者の預金口座に係る「預金取引明細表1」の入金記録を確認しても、平成27年1月分の役員報酬が給与支払明細書のとおり支給された記録は見当たらない。

なお、請求者、A社及び同社の顧問である税理士事務所に照会しても、請求者に対する役員報酬が平成27年1月分から支給されたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は得られなかった。

- (4) 以上(1)から(3)までの事情を総合的に判断すると、請求者のA社における平成27年分の役員報酬については、同年1月分の給与支払明細書に記載された内容のとおり請求者に支給されたとは認められず、給与収入額がC市の回答の記録と一致することが確認できる一覧表及び源泉徴収簿のとおり同年2月分から支給されたと認めるのが妥当である。

- (5) 日本年金機構は、法人の代表者については、法人から労務の対償として報酬を受けている場合に限り、法人に使用される者として厚生年金保険の被保険者とする取扱いである旨回答しているところ、請求者のA社に係る一覧表及び源泉徴収簿によると、平成27年1月分の役員報酬は支給されていないことが確認できる。

したがって、請求期間のうち平成27年1月16日から同月31日までの期間については、請求者がA社における厚生年金保険の被保険者となる要件を満たして

いたとは認められない。

3 請求期間のうち平成 27 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について

一覧表及び源泉徴収簿によると、平成 27 年 2 月分以降は A 社から請求者に対して毎月 100 万円の役員報酬が支給されていることが確認できることから、請求者は、同社において、同年 2 月 1 日から厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、被保険者記録を訂正し、訂正後の記録により保険給付が行われるのは、被保険者として負担すべき厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、請求者が提出した平成 27 年 2 月分及び同年 3 月分の給与支払明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、A 社に係る平成 27 年分の一覧表及び源泉徴収簿によると、平成 27 年 2 月分及び同年 3 月分の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、C 市の回答により確認できる平成 27 年分の社会保険料控除額（138 万 108 円）は、当該一覧表及び源泉徴収簿に記載された社会保険料等控除額（79 万 248 円）、B 社に係る平成 27 年分の源泉徴収簿に記載された社会保険料等控除額（34 万 3,900 円）及び請求者が平成 27 年中に納付したと思われる国民年金保険料（平成 26 年度の 4 か月分 6 万 1,000 円及び平成 27 年度の口座振替による前納分 18 万 4,960 円）の合計額と一致することが確認できる。

また、A 社から提出された小切手帳の控えにおいて確認できる平成 27 年 3 月 5 日の「会長給料」と記載された金額及び請求者が提出した預金通帳の写しにおいて確認できる同日の入金額（いずれも 86 万 9,170 円）は、一覧表及び源泉徴収簿の差引支給額と一致することが確認できるが、給与支払明細書の差引支給額（77 万 823 円）とは一致しない。

さらに、A 社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について、「控除していなかった。」と回答している。

したがって、請求者が厚生年金保険の被保険者として A 社に係る平成 27 年 2 月分及び同年 3 月分の保険料を事業主により役員報酬から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

以上によると、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成 27 年 2 月 1 日に訂正し、また、同年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額は、一覧表及び源泉徴収簿により確認できる支給額から 62 万円（報酬月額は 100 万円）とした上で、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない被保険者期間及び標準報酬月額として記録することが必要である。